

消防用設備の点検報告を自ら行う場合について

事業所は、用途や規模に応じて、消防用設備を設置し、定期的に点検及び報告を行うことが義務付けられています。

小規模な事業所においては、この点検及び報告を、資格を有する業者に委託せずに、自ら行うことが認められる場合があります。

1. 自ら行うことができる場合

事業所の用途や規模によって変わります。琴平町又はまんのう町内の事業所については、下記の連絡先までお問い合わせください。

2. 報告の様式

報告に必要な様式（表紙・点検票）は、下記のリンクからダウンロードできます。

↓ 総務省消防庁ホームページ

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/prevention001_06_tenkenhyou.pdf

3. 点検要領と、表紙・点検票の記載要領については、下記のリンクからご確認ください。

↓ 総務省消防庁ホームページ

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/prevention001_18_tenken_pamphlet.pdf

- ※ 消火器、特定小規模施設用自動火災報知設備、非常警報器具、誘導標識についての説明となっています。
- ※ 報告の際は、表紙に、設備の種類に応じた点検票を添付し、これらをコピーして同じものを2部作成し、2部とも仲多度南部消防本部予防課の窓口まで提出してください。
- ※ 点検自体は年2回以上行ってください。報告は、事業所の用途に応じて1年又は3年に1回以上行ってください。詳細は、下記の連絡先までお問い合わせください。

（問合先・提出先）

仲多度南部消防本部予防課（設備担当）

仲多度郡琴平町五條3 1 3番地

TEL 0877-73-4974（平日昼間）

E-mail nfd-yobo@nakatado-fd.jp